

(写)

府監第2133号
平成19年3月12日

(請求人) 様

大阪府監査委員	磯部	洋
同	井戸根	慧典
同	隅田	康男
同	東	武

住民監査請求について（通知）

平成19年1月26日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『昨年12月、匿名による内部通報で発覚した大阪府の裏金は、発覚当時2ヶ所数百万円であったものが、約1ヶ月の間に3回の調査で5,670万円にまで増え続け、依然府民の疑惑は大きい。さらに厳正な調査と徹底した検証、公務員のコンプライアンスや情報公開の徹底など、綿密な再発防止策が必要である。内部調査の不徹底さや不十分さは、前回で証明済みである。外部からの厳しい調査が不可欠であるところ、太田知事が任命した外部調査委員の一人に不適格な人選があり、議会でも問題になっている。

太田知事は、加納駿亮弁護士の選任について「政治的センスがなかった」「軽率だった」とようやく非を認めているが、単にセンスの問題でなく、行政の長として不誠実な執行であり知事の重大な過失として、加納駿亮氏の報酬は不要の違法不当な公金支出にあたり、府に損害を生じさせている。よって、違法不当な公金の返還を求める住民監査請求を提起する。

1. 加納駿亮氏は、大阪府の非常勤職員である。

大阪府は、弁護士顧問契約を採用していない。加納氏は、地方自治法・地方公務員法により府が設置した「大阪府非常勤職員の雇用等に関する要綱」にもとづき、平成17年4月に非常勤職員として雇用され、専門的な知識を提供する職務である顧問弁護士に就任している。さらに、「勤務成績が良好であると認められる者については、更新を繰り返すことができる」（要綱第4条）とあることで、平成18年度もその職にある。非常勤職員である以上、職務専念義務が発生し、府の職務に忠実であることが求められることから、府の意思から自由に府の意向に反してまでも厳しい調査や指摘ができるとは考えられない。

2. 非常勤職員・顧問弁護士は外部委員として不適任である。

かつて、前知事が内部調査の結果、形式的な外部委員による発表をもって幕引きし、「これで裏金は絶対にない」と公言しながら裏金が続いていたことで、府民の府政にたいする信頼は地の底に落ちている。今回は、前回と同様の拙速な幕引きは許されない。そのような状況にあるなかで、外部からの厳しい調査と徹底した情報公開が不可欠であるところ、すでにそのことさえ実行されていない。加納弁護士の起用は、外部委員といえず不適任である。

また、顧問弁護士はあくまで府を擁護する立場にあることから、不適格である。

3. 加納駿亮弁護士の非常勤職員雇用は、太田知事の忠実な行政執行義務違反である

加納氏は、検察庁の調査活動費の流用で告発されるなど、不正への関与が疑われていた人物である。太田知事はそれを承知で雇用したことは、府政の執行責任者として、府民にたいし誠に不誠実であり、公務員として忠実な執行義務に反している。

また、加納氏は、平成11年6月から平成12年3月まで大阪地方検察庁に勤務されていたが、この10ヶ月間の加納氏の調査活動費支出額は1,700万円にのぼるが、その用途内訳はまったく不明であり疑惑は払拭できない。加納氏は、マスコミの質問に対して「説明する必要はない」と答えているが、公務員の基本である説明義務さえ否定される姿勢は、まさにその不適格性を証明している。

さらに、1月15日、加納氏の調査活動費流用を告発した三井氏の刑事裁判で、大阪高裁判決は当時の調査活動費が不正に支出されたと認める判断を出したことから、太田知事は、加納氏の非常勤職員を解雇すべきである。また、他の同様の委員についても解任すべ

きである。太田知事の加納氏雇用および顧問弁護士選任、そして裏金の外部調査委員任命は、裏金調査を不徹底のまま終結するための府民を惑わす不誠実な違法行為にほかならない。

よって、太田知事の加納氏雇用は重大な過失であり、加納氏への報酬等は違法不当な公金の支出にあたる。これらの支出は府の損害である。これまで加納氏に支払われた非常勤職員の報酬および外部調査委員報酬の計約126万4,500円、その他、綱紀保持検討委員報酬、内部通報の外部ヘルプライン委員報酬の支出額について関係者らは府に返還し、府の損害を回復するよう求める。

以上により、請求人らは府監査委員にたいし、下記の事項につき勧告を求める。

【請求事項】

1. 知事は、加納弁護士雇用の過失行為により違法不当に支払われた各種報酬等を関係者らに返還を求め、府の損害を回復させること。（非常勤職員報酬平成17年度12ヶ月分144万円、平成18年度10ヶ月分120万円、裏金外部調査委員報酬、会議5回分64,500円、合計270万4,500円以上。その他、綱紀保持検討委員会委員、内部通報の外部ヘルプライン委員報酬の支出額）
2. 知事は、今後予定されている加納駿亮弁護士への報酬等の支払いを差し止めること。
3. 知事は、上記違法不当な公金の支出に関して必要な措置を講じること。
4. 知事は、非常勤職員雇用要綱第8条により、加納駿亮氏を解雇すること。

以上、地方自治法242条1項にもとづき、事実証明書を添付して請求する。

【事実証明書】

1. 非常勤職員の雇用等に関する要綱
2. 非常勤職員発令通知書（加納氏分）
3. 平成11年6月～平成12年3月の大阪地検調査活動費支出関係書類
4. 府の加納氏が就任する委員会の報酬等がわかる資料（未）
』

第2 地方自治法第242条第1項の要件に係る判断について

- 1 地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項は、普通地方公

共同体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）について、その監査を行い、非違の防止・是正の措置を取ることが監査委員に請求する権能を認めたものである。

したがって、住民監査請求においては、対象とする財務会計行為等がなぜ違法・不当であるのか、その理由あるいは事実を明確かつ客観的に示さなければならず、それがなされていない場合は住民監査請求の要件を欠くものというべきである。

- 2 本件において、請求人は、平成17年4月以降に加納氏を非常勤職員等に雇用して支給した報酬等が違法不当な公金の支出にあたりと主張している。

その理由は以下のように解される。

- (1) 加納氏は府の非常勤職員として雇用されており、府の職務に忠実であることが求められ、外部調査委員として府の意向に反してまでも厳しい調査や指摘ができるとは考えられない。
- (2) 非常勤職員で顧問弁護士である加納氏の起用は、府を擁護する立場にあることから、外部委員といえず、不適任である。
- (3) 加納氏は、検察庁の調査活動費の流用で告発されるなど、不正への関与が疑われている。大阪地方検察庁に勤務していた平成11年6月から平成12年3月までの10か月間の調査活動費支出の使途内訳は全く不明であり疑惑は払拭できない。平成19年1月15日の大阪高裁判決は、当時の調査活動費が不正に支出されたと認める判断を出している。

よって、知事による加納氏の非常勤職員雇用、顧問弁護士選任、その他の委員任命行為は、裏金調査を不徹底のまま終結するための府民を惑わす不誠実な違法行為にほかならない。

- 3 ところで、法第172条第2項において、「普通地方公共団体の吏員その他の職員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する。」と規定されており、知事がどのような人物を非常勤職員、各種委員会委員に雇用、委嘱するかは、知事の人事上の行為である。
- 4 本件監査請求において、請求人は、知事の加納氏雇用は重大な過失であり、加納氏への報酬等は違法不当な公金の支出にあたりと主張しているが、これはつまるところ、上記2(1)、(2)、(3)の理由で

示されるように、知事の人事上の行為の当・不当を主張しているに過ぎない。

これは、法第242条第1項に規定する財務会計行為等には該当せず、監査委員の監査の対象ではない。

第3 結論

以上のとおり、本件住民監査請求は、法第242条第1項の要件を満たさない請求であるから却下する。